

第4章

まちづくりの実現に向けて

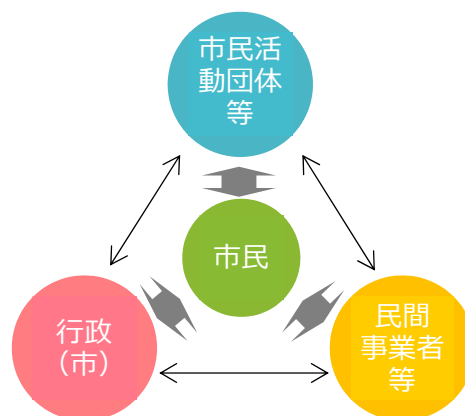
- | | |
|----------------|-----|
| 1. まちづくりの推進体制 | …87 |
| 2. 計画の進捗管理と見直し | …89 |

第4章では、前章までに示したまちづくりの目標や方針を実現していくための推進体制や事業の設定、進捗管理・見直しに向けた方針を示します。

1. まちづくりの推進体制

本市では、まちづくり方針の実現に向けて、市民を中心として、行政だけでなく、市民活動団体や民間事業者等を含めた協働によるまちづくりを進めていきます。

■ まちづくりの推進体制



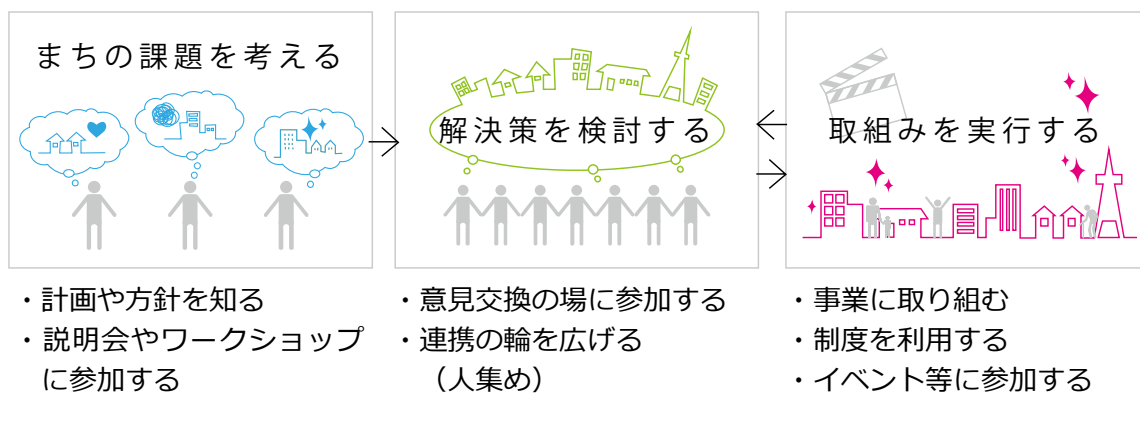
① 市民や市民活動団体に求められる役割

市民や市民活動団体（区・自治会、市民ボランティア団体、NPO（Non-Profit Organization）等）は、地域で抱えている課題について理解を深めるとともに、地域の活力や魅力を高めるための取組への積極的な参加が望まれます。

コラム⑦ 様々な形でまちづくりに参画しましょう！

まちづくりを確実に実現していくためには、市民の方々の協力が必要不可欠です。以下に示すように、まちづくりの各段階において、様々な形で参画することができます。

市は、より多くの方々にご協力いただけるよう、積極的な情報発信や意見交換の場、イベント等の機会創出を図っていきます。



② 民間事業者等に求められる役割

民間事業者においては、今後のまちづくりの取組について、各企業の特徴を活かし、地域住民との積極的な交流や、CSR (Corporate Social Responsibility) 活動 (企業の社会的責任・貢献) 等を通じて地域への貢献が望まれます。

また、公民が連携して公共サービスの提供を行う PPP (Public Private Partnership) や、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う PFI (Private Finance Initiative) 等を導入することで、住民ニーズの変化や多様化への柔軟な対応、更には財政負担の軽減等の効果も期待されます。

③ 行政の役割

市は、目指すべき都市の姿の実現にむけ、必要となる取組を推進していきます。

また、地域との協働によるまちづくりに向け、個々の取組に必要な支援や情報発信等に努めるとともに、市民や関係者の意向を最大限尊重し、実現に向けた連携体制の構築を図っていきます。

コラム⑧ 富里市協働のまちづくり推進計画



本市では、2010年(H22)4月に「富里市協働のまちづくり条例」を施行しました。この条例は、富里市が心豊かで愛着のある市へと発展し、次世代に引き継がれていくという願いを実現するため、市民や市民活動団体等、民間事業者等がまちづくりに参加し、それぞれが共に考え、協力し、行動することにより住み良い豊かな地域社会を実現することを目指しています。

◆協働に適した分野や事業

①多くの人の合意形成が必要な構想や計画の策定

市の基本的な計画策定 …等

②多くの人に参加するイベント

各種祭りやイベント、講演会やフォーラム、啓発事業や展示会 …等

③地域ごとにきめ細かく柔軟な対応が必要な事業

子育て・高齢者、障がい者等の支援、交通安全ボランティア、地域防災・防犯 …等

④現場感覚や先進的・専門的な技術・知識がより良い解決策を導く事業

商店街等の地域の活性化、専門的な相談事業・サポート事業 …等

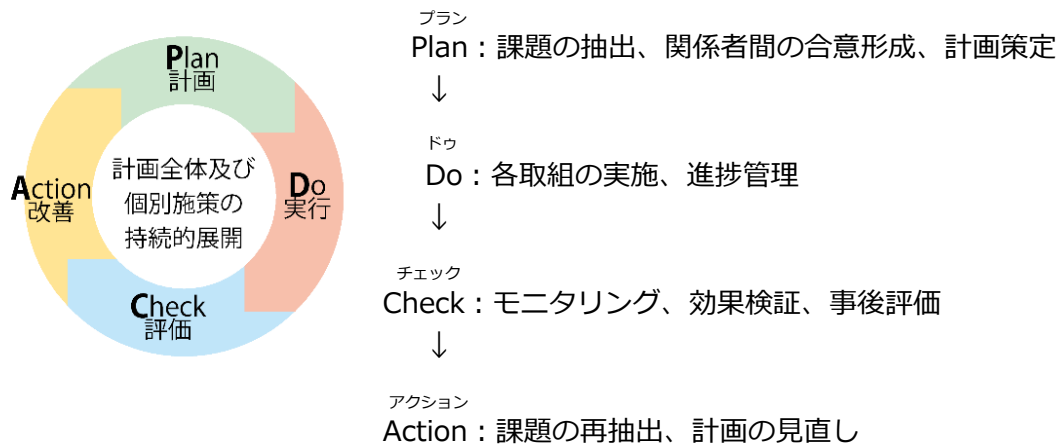
2. 計画の進捗管理と見直し

(1) 進捗管理の考え方

本計画の推進にあたっては、その進捗について、PDCAサイクルによって、評価を行い、適宜、見直し・改善を進めていきます。

まちづくりに関する取組は、社会経済状況や周辺土地利用の変化などを踏まえ、長期的に取り組んでいく必要があります。各種の取組を効果的に進めるためには、取組の進捗管理や評価による適切な見直しを行います。

■ 進捗管理の方法（PDCA サイクル）



(2) 計画の検証・見直し

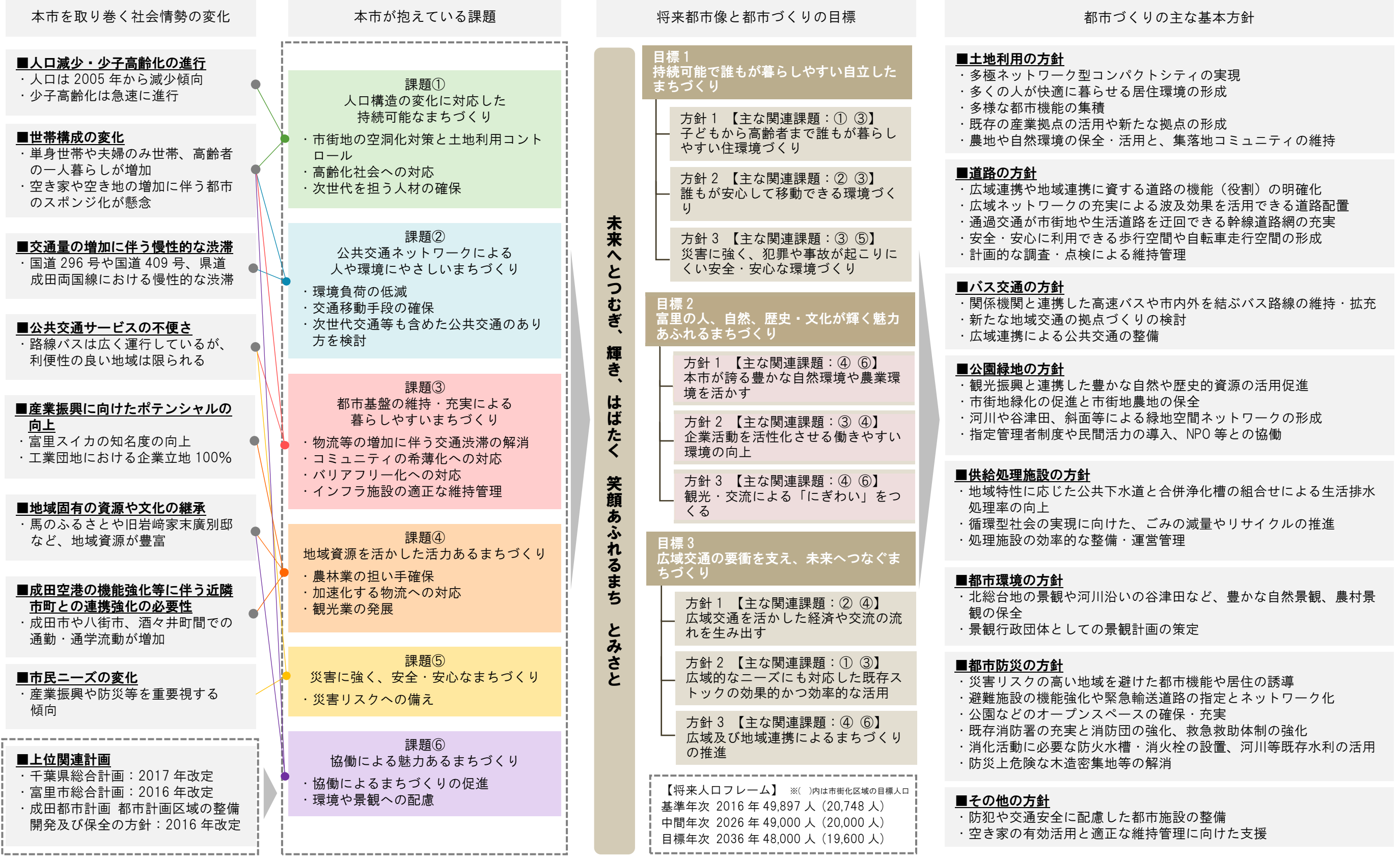
本計画の上位計画となる「富里市総合計画」、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図っていくために、おおむね5年ごとに効果検証及び見直し（一部改定）を行っていくこととします。

また、本市は2018年に景観行政団体へ移行したことから、本計画に示す都市環境の方針等を踏まえ、2021年を目標に景観計画の策定を行っていきます。

■ 進捗管理スケジュール（案）

	年 度																			
	2016	2017	2018	2019	2020	2021			2026			2031			2036					
総合計画 基本構想 (目的)	2011→2020					2021→2030					2031→2040									
基本計画 (手段)	後期					前期					後期									
実施計画 (具体的な方法)	第3次			第4次		第1次		第2次		第3次			第4次		第1次		第2次		第3次	
都市計画区域 の整備、開発 及び保全の方針	改定 ※おおむね10年ごとに見直し					改定					改定									
都市計画 マスター プラン	2016→2036																			
景観計画 (予定)						2021→2030					2031→2040									

富里市都市計画マスタープラン（2019→2036）の構成



本市を取り巻く社会情勢の変化

- 人口減少・少子高齢化の進行**
 - 人口は 2005 年から減少傾向
 - 少子高齢化は急速に進行
- 世帯構成の変化**
 - 単身世帯や夫婦のみ世帯、高齢者の一人暮らしが増加
 - 空き家や空き地の増加に伴う都市のスポンジ化が懸念
- 交通量の増加に伴う慢性的な渋滞**
 - 国道 296 号や国道 409 号、県道成田両国線における慢性的な渋滞
- 公共交通サービスの不便さ**
 - 路線バスは広く運行しているが、利便性の良い地域は限られる
- 産業振興に向けたポテンシャルの向上**
 - 富里スイカの知名度の向上
 - 工業団地における企業立地 100%
- 地域固有の資源や文化の継承**
 - 馬のふるさとや旧岩崎家末廣別邸など、地域資源が豊富
- 成田空港の機能強化等に伴う近隣市町との連携強化の必要性**
 - 成田市や八街市、酒々井町間での通勤・通学流動が増加
- 市民ニーズの変化**
 - 産業振興や防災等を重要視する傾向
- 上位関連計画**
 - 千葉県総合計画：2017 年改定
 - 富里市総合計画：2016 年改定
 - 成田都市計画 都市計画区域の整備開発及び保全の方針：2016 年改定

本市が抱えている課題

- 課題①**
 人口構造の変化に対応した持続可能なまちづくり
 - 市街地の空洞化対策と土地利用コントロール
 - 高齢化社会への対応
 - 次世代を担う人材の確保
- 課題②**
 公共交通ネットワークによる人や環境にやさしいまちづくり
 - 環境負荷の低減
 - 交通移動手段の確保
 - 次世代交通等も含めた公共交通のあり方を検討
- 課題③**
 都市基盤の維持・充実による暮らしやすいまちづくり
 - 物流等の増加に伴う交通渋滞の解消
 - コミュニティの希薄化への対応
 - バリアフリー化への対応
 - インフラ施設の適正な維持管理
- 課題④**
 地域資源を活かした活力あるまちづくり
 - 農林業の担い手確保
 - 加速化する物流への対応
 - 観光業の発展
- 課題⑤**
 災害に強く、安全・安心なまちづくり
 - 災害リスクへの備え
- 課題⑥**
 協働による魅力あるまちづくり
 - 協働によるまちづくりの促進
 - 環境や景観への配慮

将来都市像と都市づくりの目標

- 目標 1**
 持続可能で誰もが暮らしやすい自立したまちづくり
 - 方針 1** 【主な関連課題：① ③】
 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい住環境づくり
 - 方針 2** 【主な関連課題：② ③】
 誰もが安心して移動できる環境づくり
 - 方針 3** 【主な関連課題：③ ⑤】
 災害に強く、犯罪や事故が起こりにくい安全・安心な環境づくり
 - 目標 2**
 富里の人、自然、歴史・文化が輝く魅力あふれるまちづくり
 - 方針 1** 【主な関連課題：④ ⑥】
 本市が誇る豊かな自然環境や農業環境を活かす
 - 方針 2** 【主な関連課題：③ ④】
 企業活動を活性化させる働きやすい環境の向上
 - 方針 3** 【主な関連課題：④ ⑥】
 観光・交流による「にぎわい」をつくる
 - 目標 3**
 広域交通の要衝を支え、未来へつなぐまちづくり
 - 方針 1** 【主な関連課題：② ④】
 広域交通を活かした経済や交流の流れを生み出す
 - 方針 2** 【主な関連課題：① ③】
 広域的なニーズにも対応した既存ストックの効果的かつ効率的な活用
 - 方針 3** 【主な関連課題：④ ⑥】
 広域及び地域連携によるまちづくりの推進
- 【将来人口フレーム】 ※()内は市街化区域の目標人口
 基準年次 2016 年 49,897 人 (20,748 人)
 中間年次 2026 年 49,000 人 (20,000 人)
 目標年次 2036 年 48,000 人 (19,600 人)

都市づくりの主な基本方針

- 土地利用の方針**
 - 多極ネットワーク型コンパクトシティの実現
 - 多くの人が快適に暮らせる居住環境の形成
 - 多様な都市機能の集積
 - 既存の産業拠点の活用や新たな拠点の形成
 - 農地や自然環境の保全・活用と、集落地コミュニティの維持
- 道路の方針**
 - 広域連携や地域連携に資する道路の機能（役割）の明確化
 - 広域ネットワークの充実による波及効果を活用できる道路配置
 - 通過交通が市街地や生活道路を迂回できる幹線道路網の充実
 - 安全・安心に利用できる歩行空間や自転車走行空間の形成
 - 計画的な調査・点検による維持管理
- バス交通の方針**
 - 関係機関と連携した高速バスや市内外を結ぶバス路線の維持・拡充
 - 新たな地域交通の拠点づくりの検討
 - 広域連携による公共交通の整備
- 公園緑地の方針**
 - 観光振興と連携した豊かな自然や歴史的資源の活用促進
 - 市街地緑化の促進と市街地農地の保全
 - 河川や谷津田、斜面等による緑地空間ネットワークの形成
 - 指定管理者制度や民間活力の導入、NPO 等との協働
- 供給処理施設の方針**
 - 地域特性に応じた公共下水道と合併浄化槽の組合せによる生活排水処理率の向上
 - 循環型社会の実現に向けた、ごみの減量やリサイクルの推進
 - 処理施設の効率的な整備・運営管理
- 都市環境の方針**
 - 北総台地の景観や河川沿いの谷津田など、豊かな自然景観、農村景観の保全
 - 景観行政団体としての景観計画の策定
- 都市防災の方針**
 - 災害リスクの高い地域を避けた都市機能や居住の誘導
 - 避難施設の機能強化や緊急輸送道路の指定とネットワーク化
 - 公園などのオープンスペースの確保・充実
 - 既存消防署の充実と消防団の強化、救急救助体制の強化
 - 消化活動に必要な防火水槽・消火栓の設置、河川等既存水利の活用
 - 防災上危険な木造密集地等の解消
- その他の方針**
 - 防犯や交通安全に配慮した都市施設の整備
 - 空き家の有効活用と適正な維持管理に向けた支援

未来へとつむぎ、輝き、はばたく 笑顔あふれるまち とみさと